

横須賀市

いじめ等の対策に関する基本方針

平成 26 年 7 月
(平成 30 年 3 月改定)
横須賀市教育委員会

はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為です。本市においても、いじめ問題を深刻な社会問題として捉えており、全ての学校において、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に努めています。

また、体罰も決して許されない行為です。学校では子どもの人権に関わる問題であることを認識して、体罰の根絶に取り組んでいます。

さらに、学校においては、学校と子ども、保護者又は地域住民との間で生じた、こじれてしまった問題を解決することにも苦慮しています。

本市においては、これまで、教育委員会と学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となって、これらの課題を解決するため、「いじめ・体罰の根絶に向けて」の教育長メッセージを発する等を含めて、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、全ての課題の解決には至っておらず、本市としては、なおいっそう、教育委員会と学校、家庭、地域社会、関係機関等との連携を深め、これらの課題を解決する取組を推進していく必要があります。

そのためには、市民が、これらの課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識して、いじめの防止等、体罰の根絶及び学校問題の解決に取り組み、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりの実現に努めることが大切です。

また、子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いです。これから社会に巣立つ子どもたちが、将来の夢を描きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の責務です。

そして、横須賀市の全ての子どもたちが、明るい笑顔で楽しく充実した学校生活を送れるようにすることが求められています。

横須賀市教育委員会では、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）及び「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」に基づき、いじめの防止等、体罰の根絶及び学校問題の解決に関する対策を総合的かつ効果的に行われるようにするため、平成26年7月「横須賀市いじめ等の対策に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めました。

このたび、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたことから、その内容を反映させるため、市の基本方針を改定することとしました。国及び神奈川県の基本方針に則り、いじめ等の対策を進めます。

目 次

第 1 編 いじめの防止等

P 1

第 1 章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 いじめの定義、基本理念
- 2 いじめ防止に向けた方針

第 2 章 いじめ防止のための基本的施策・措置

- 1 地方公共団体として実施する施策
 - (1) 相談、通報体制の整備について
 - (2) 学校、家庭、地域社会、関係機関等との連携
 - (3) いじめの未然防止や早期発見、早期対応に関すること
- 2 学校の設置者として実施する施策
 - (1) いじめの未然防止や早期発見、早期対応に関すること
 - (2) 学校との連携
- 3 学校が実施する施策
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 組織を活用した対応
 - (3) 学校におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応に関すること

第 2 編 体罰の根絶

P 3

第 1 章 体罰の基本的考え方

第 2 章 体罰根絶のための基本的施策

- 1 地方公共団体として実施する施策
- 2 学校の設置者として実施する施策
 - (1) 体罰によらない指導の充実
 - (2) 相談・通報体制の整備
 - (3) 体罰の未然防止や早期発見、早期対応に関すること
- 3 学校が実施する施策
 - (1) 体罰によらない指導の充実
 - (2) 相談・通報体制の整備
- 4 体罰発生時の対応

- (1) 学校の施策
- (2) 学校の設置者として実施する施策

第3編 学校問題の解決

P 5

第1章 学校問題の基本的考え方

第2章 学校問題解決のための施策

1 学校が実施する施策

- (1) 学校は、事実の経緯と状況を明らかにします。
- (2) 学校は、保護者又は地域住民等に対し、事実の経緯と状況について説明するとともに、学校としての方針を決定します。
- (3) その上で合意や納得が得られないときは、横須賀市いじめ等課題解決専門委員会に調整を依頼します。

2 地方公共団体が実施する施策

第4編 重大事態への対応

P 6

第1章 いじめ等による重大事態の発生

1 いじめ等による重大事態とは

- (1) いじめ、体罰、学校問題により、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめ、体罰、学校問題により子どもが相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間 30 日間を目安とする）。

第2章 いじめ等による重大事態への対処

1 重大事態への対処

- (1) 重大事態の発見と対処
- (2) 調査結果の提供及び報告

2 緊急支援

第5編 いじめ等の対策のため体制

P 7

- 1 学校におけるいじめ等の対策のための組織
- 2 横須賀市支援教育推進委員会の活用
- 3 横須賀市いじめ等課題解決専門委員会の設置

第1編 いじめの防止等

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義、基本理念

いじめは「当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

いじめは、人間として決して許される行為ではなく、どこでも、どの子にも起こる可能性がある人権侵害行為です。そこで、いじめを未然に防止し、子どもたち一人一人が輝くことを目指すための理念として、次の5つを掲げます。

- (1) いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから子どもたちへ「いのち」(注)はかけがえのない大切なものであると伝え、「いのち」を大切にすることを育む教育活動に取り組みます。
- (2) いじめはどの子どもにも、どの集団にも、どの学校にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識に立ちます。
- (3) いじめを防止するためには、学校だけの問題とすることなく、広く社会全体が真剣に取り組む必要があります。
- (4) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要があります。
- (5) 子どもは、安心して豊かに生活できる集団を築き、いじめを許さない子ども社会の実現に努めます。

2 いじめ防止に向けた方針

いじめの未然防止のためには、広く社会全体で取り組む必要があります。

市、学校、保護者、市民及び関係諸機関等は、それぞれの責務や役割を自覚し、法に基づいたいじめの防止等に努め、主体的かつ相互に連携・協力していじめから子どもを守り、子どもが安心して学び、健やかな成長を実現する環境づくりを推進するために取り組むこととします。

- (注)「いのち」とは、「連続性や有限性を有する、生物的・身体的生命に限ることではなく、その関係性や精神性においての、社会的・文化的生命、さらには人間の力を超えた畏怖されるべき生命」として捉える。(小・中学校学習指導要領解説特別の教科道徳編より)

第2章 いじめ防止のための基本的施策・措置

1 地方公共団体として実施する施策

- (1) 相談、通報体制の整備について
 - ①誰もが安心して相談できる教育相談窓口を整備します。
 - ②子ども、保護者、市民の電話相談として「こどもの悩み相談ホットライン」を実施します。
- (2) 学校、家庭、地域社会、関係機関等との連携
 - ①事案に応じて、警察と連携して対応します。
 - ②インターネットを通じて行われるいじめに対して、神奈川県教育委員会と連携して対応したり、民間団体と連携して保護者や地域へ未然防止のための啓発を行ったりします。
 - ③自治会や民生委員、主任児童委員等と連携して、家庭や地域で子どもたちを見守る活動をすすめます。
 - ④広報よこすかや市のホームページ、リーフレット等を通じて、いじめ防止等に関する啓発や、相談体制などの広報を行います。
- (3) いじめの未然防止や早期発見、早期対応に関すること
保護者、学校、教育委員会からの依頼に応じて、横須賀市いじめ等課題解決専門委員会を開催し、適切な措置を講じます。

2 学校の設置者として実施する施策

- (1) いじめの未然防止や早期発見、早期対応に関すること
 - ①各学校に相談員を配置したりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣したりして、各学校の教育相談体制を整備します。
 - ②いじめの対応に関する教職員への研修を行います。
- (2) 学校との連携
 - ①子どもや保護者、市民からいじめの相談を受けたときは、速やかに学校と連携して、早期解決のために必要な措置を講じます。
 - ②学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じて学校への支援を行い、必要な措置を講じます。

3 学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ①学校としてどのようにいじめ等の防止の取組を行うか、基本的な方向や取組の内容等を定めます。
 - ②学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

(2) 組織を活用した対応

- ①各学校に設置する学校いじめ防止対策委員会を活用し、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的な対応を行います。
- ②いじめに関するわずかな兆候や懸念、子どもからの訴えを教職員だけで抱え込まずに、学校として対応するため、前述の組織を活用するなど適切に対応します。

(3) 学校におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応に関すること

- ①人権教育、道徳教育、体験活動等の充実を図ります。
- ②子どもが主体的に行ういじめ防止のための取組を推進します。
- ③教職員の資質向上のための研修を行います。
- ④定期的なアンケートや教育相談を実施して、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えます。
- ⑤いじめがあったことが確認された時あるいはいじめの疑いがある場合は、学校はいじめを受けた子どもを最後まで守り通すことを旨として、子ども及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- ⑥いじめを受けている子ども、及びいじめを行った子どもと双方の保護者に対し、事実を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- ⑦いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもの立ち直りを支援するため、関係機関との連携を図ります。
- ⑧特に配慮が必要な児童生徒に係るいじめについては、当該児童生徒の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行います。

第2編 体罰の根絶

第1章 体罰の基本的考え方

体罰は、学校教育法で禁止されており、子どもの心に深い傷を残し、保護者・地域との信頼関係を著しく損なう等、多大な影響を与えるため、決して許されるものではありません。

体罰とは、教職員等が子どもに対して叩いたり蹴ったり、転ばせたりするなど、身体に対する侵害や身体的苦痛を与えるような行為をいいます。人格を否定するような暴言や威圧的な態度等、子どもを深く傷つける行為は、体罰と等しい行為です。

第2章 体罰根絶のための基本的施策

1 地方公共団体として実施する施策

○相談、通報体制の整備について

- ①誰もが安心して相談できる教育相談窓口を整備します。
- ②子ども、保護者、市民の電話相談として「こどもの悩み相談ホットライン」を実施します。

2 学校の設置者として実施する施策

(1) 体罰によらない指導の充実

体罰によらない指導の工夫について研修等を行い、教員の資質の向上を図ります。

(2) 相談・通報体制の整備

各学校に相談員を配置したりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣したりして、各学校の教育相談体制を整備します。

(3) 体罰の未然防止や早期発見、早期対応に関すること

- ①体罰の未然防止、対応に関する教職員への研修を行います。
- ②子どもや保護者、市民から体罰の相談を受けたときは、速やかに事実の確認を行い、必要な措置を講じます。
- ③学校から体罰の報告を受けたときは、必要な措置を講じます。

3 学校が実施する施策

(1) 体罰によらない指導の充実

- ①学校においては、指導体制の構築等により、体罰を許さない学校づくりを実践します。
- ②教職員の資質向上のための研修を行います。

(2) 相談・通報体制の整備

- ①体罰に関するわずかな兆候や懸念、子どもからの訴え等があった場合は、直ちに校長に報告します。
- ②子どもの生活に関するアンケートや教育相談を実施して、子どもが体罰を訴えやすい体制を整えます。

4 体罰発生時の対応

(1) 学校の施策

- ①学校は、子どもの怪我の状況を素早く確認して対処するとともに、体罰が発生した経緯と状況を明らかにします。
- ②学校は、体罰が発生した経緯と状況を保護者に説明します。また、速やかに教育委員会に報告をします。
- ③学校は、体罰を加えた教職員に対しては、聞き取りを行い、必要な措置を行います。

(2) 学校の設置者として実施する施策

- ①学校からの報告を受け、体罰が発生した状況について詳細に把握します。
- ②体罰による重大事態が発生したときは、横須賀市いじめ等課題解決専門委員会より適切な措置を講じます。
- ③体罰の状況に応じて神奈川県教育委員会に報告をします。

第3編 学校問題の解決

第1章 学校問題の基本的考え方

学校においては、学校と子ども、保護者又は地域住民等との間に様々な問題が起こり、子どもの学校生活に支障をきたす等、憂慮すべき現状があります。

学校問題とは、学校と子ども、保護者又は地域住民等が、話し合いを重ねても解決に至らず、結果として子どもの学校生活に大きな影響を及ぼすものをいいます。

第2章 学校問題解決のための施策

1 学校が実施する施策

- (1) 学校は、事実の経緯と状況を明らかにします。
- (2) 学校は、保護者又は地域住民等に対し、事実の経緯と状況について説明するとともに、学校としての方針を決定します。
- (3) その上で合意や納得が得られないときは、横須賀市いじめ等課題解決専門委員会に調整を依頼します。

2 地方公共団体が実施する施策

横須賀市いじめ等課題解決専門委員会が独自に調査を行ったり解決策を協議したりして、教育委員会や学校及び保護者等に対し、助言や指導を行います。

- ①学校は、学校問題の事実関係の調査を行い、その対応の経緯と合わせて報告書を作成し、教育委員会を通していじめ等課題解決専門委員会に提出します。
- ②横須賀市いじめ等課題解決専門委員会は、保護者又は地域住民等から事実関係の聞き取りを行い、解決策を協議します。次に、第三者機関として公平中立の立場で解決策を提示し、調整を図ります。
- ③横須賀市いじめ等課題解決専門委員会は、解決策について、教育委員会や学校及び保護者等に助言や指導を行います。

第4編 重大事態への対応

第1章 いじめ等による重大事態の発生

1 いじめ等による重大事態とは

いじめ等の重大事態については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応します。

- (1) いじめ、体罰、学校問題により、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめ、体罰、学校問題により子どもが相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間 30 日間を目安とする）。

第2章 いじめ等による重大事態への対処

1 重大事態への対処

(1) 重大事態の発見と対処

- ①学校が調査主体となる場合は、学校に置かれた学校いじめ防止対策委員会が母体となり、事態の性質に応じて適切な専門家を加えることができます。
- ②教育委員会が主体となる場合は、教育委員会の附属機関である横須賀市いじめ等課題解決専門委員会が調査等を行います。

③事実関係を明確にするための調査の実施は、公平・公正な立場から実施され、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目的とします。

(2) 調査結果の提供及び報告

学校または教育委員会は、いじめ等を受けた子ども及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

2 緊急支援

重大事態が起きたとき、教育委員会は、子どもの心のケアのために心理職及び指導主事を派遣して緊急支援にあたります。

第5編 いじめ等の対策のため体制

1 学校におけるいじめ等の対策のための組織

当該校の複数の教員等によって構成される学校いじめ防止対策委員会を組織します。この組織には、地域住民や心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など、外部専門家の参加を求めます。

2 横須賀市支援教育推進委員会の活用

学校、教育委員会、学識経験者、医師、関係団体の代表者、市民、その他関係者により構成され、横須賀市いじめ等の対策のための連絡協議を行います。

3 横須賀市いじめ等課題解決専門委員会の設置

学校におけるいじめ等の対策を実行的に行うために、教育委員会の附属機関として横須賀市いじめ等課題解決専門委員会を設置します。この委員会は、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、福祉関係者等の専門的知識及び経験を有する者で構成されます。

上記専門委員会は、2つの役割を有します。

①学校では解決が困難な案件についての助言等

いじめ、体罰、学校問題事案が生じ、保護者、市民、学校からの要請があったときに、学校や保護者等からの相談を受け、学校問題の解決を図るための方針や対処を決定し、教育委員会や学校及び保護者等に対し専門的な助言や指導を行います。

②重大事態が発生した場合の調査検証

重大事態の重篤な事案が生じて、調査検証が必要になったときに、事実確認等の調査を行い、事案の検証を行います。